

(1) 景観形成ガイドライン策定の目的と位置づけ

1) 景観形成ガイドライン策定の目的

「渡嘉敷村景観形成ガイドライン」は、「渡嘉敷村景観計画」に定める景観形成基準の内容について、景観配慮の視点や方法などを分かりやすく解説し、村民、事業者の方々に、村内で建築物の建築等を行う際のルール（景観形成基準）を理解し、自主的に地域の良好な景観形成に向けて取り組んでいただくことを目的としています。

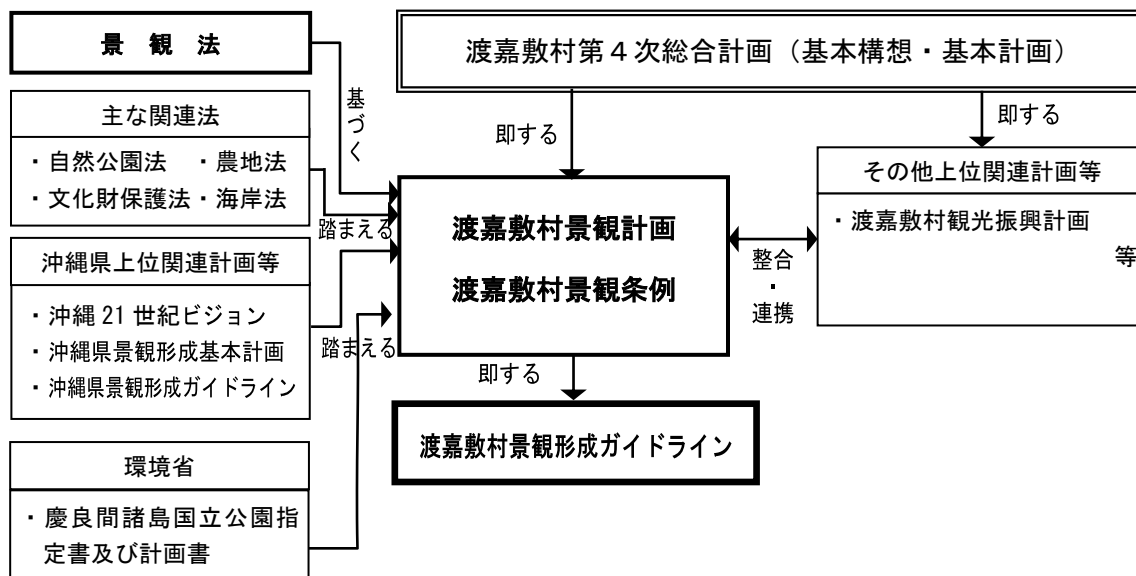
本ガイドラインでは、建築物・工作物の建築等にあたり、「渡嘉敷村景観計画」に基づいて良好な景観を形成するための留意点を解説しています。

2) 景観形成ガイドラインの位置づけ

渡嘉敷村景観計画及び景観条例は景観法に基づく法定計画及び委任条例として定めています。

本ガイドラインはその景観計画及び景観条例に即したものであり、本村の上位関連計画との位置づけ等は以下のとおりです。

■ 本ガイドラインの位置づけ



(2) 景観形成ガイドラインの構成

本ガイドラインは大きく「構成編」、「解説編」で構成しています。

< 構 成 編 >
1 景観形成ガイドライン策定の目的 (1) 景観形成ガイドライン策定の目的と位置づけ (2) 景観形成ガイドラインの構成 (3) 渡嘉敷村景観計画の将来像と方針 (4) 景観計画の区域と地区区分 (5) 基準内容の一覧
< 解 説 編 >
2 届出対象行為・手続き (1) 届出のフロー (2) 届出の対象行為及び規模 (3) 届出の手続きの流れ (4) 景観の手続きに必要な書類 (5) 届出違反等に対する罰則 3 景観形成基準の解説・例示 (1) 建築物 (2) 工作物 (3) 開発行為 (4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更 (5) 木竹の伐採 (6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (7) 特定照明

「なぜ『景観むらづくり』が必要か」

私たちが目にする景観は、さまざまなむらづくりに関する取り組みや日々の営みが目に映る形となって現れたものでもあります。むらづくりを通じて、村民共通の資産である良好な景観を守り、つくり、育んでいくことが「景観むらづくり」です。景観むらづくりには、次のような意義があると考えます。

①身の回りの心地よさを創り出す

- ・身近な空間の見え方や印象を美しく快適に整える

景観むらづくりを通じて、身の回りの心地よさが得られます。

②むらの個性を育む

- ・伝統的な集落景観の保全やむらの新しい魅力をつくる景観むらづくりは、わがむらしさ・むらの個性を育みます。

③地域の課題解決に役立つ

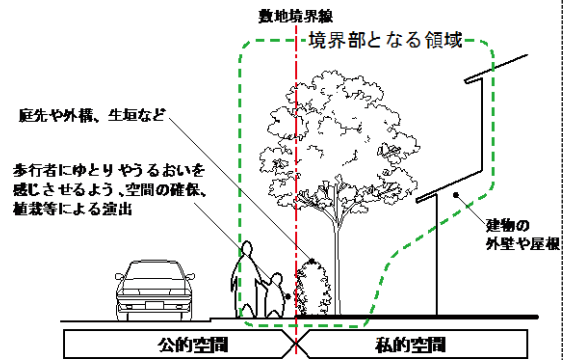
- ・地域の活性化、コミュニティの育成などの地域の課題改善にも景観むらづくりは役立ちます。

④充実感ややりがいがある

- ・景観むらづくりは、目に見える成果や地域の人々との交流などを通じて、取り組む人に大きな充実感をもたらします。

⑤地域と暮らしに愛着と誇りが持てる

- ・景観むらづくりを通じて、自分のむらや暮らしの良さに気づき、愛着や誇りを高めるようになります。



2) 良好な景観の形成に関する方針

将来像の実現に向け、本村における良好な景観形成に関する基本方針を以下に定めています。

① 景観形成の基本方針（全体方針）

方針 1 しま 碧島の風景をまもる
①自然景観、歴史文化景観をまもる 本村の誇りであり、村内外の多くの人々に愛されている『ケラマブルー』の海域景観やダイナミックな海食地形や海浜、緑深い丘陵地等、青と緑が結（つむ）ぐ美しい自然景観を保全します。また、各地に点在する文化財や地域の大切な空間として受け継がれてきた拝所等の保全及び適切な管理を行います。 さらに、各地域で受け継がれている伝統芸能や祭りの保存・継承に努めます。
②眺望点をまもる 透明度の高い海域景観やそこに浮かぶ多島海景観、多様な表情をみせる丘陵地等、村民をはじめ多くの人々の心をふるわす美しい自然景観への眺望を保全します。

方針 2 しま 碧島の風景をそだてる
①もてなしの景観をそだてる 本村の多彩で優れた景観資源を観光資源として活かすことで、地域活性化を図ります。また、地域一体となったイベントの開催や清掃活動、集落や沿道の緑化活動等をすすめることで、もてなしの景観を育てます。
②村民、事業者、行政等の連携による景観づくりをそだてる 景観づくりをすすめるためには、村民、事業者、行政等のそれぞれの主体が、自らの役割を認識し、相互に連携・協働しながら取り組む必要があります。そのため、良好な景観形成に関する各種情報の提供、普及に努め、村民等の意識醸成を図るとともに、主体的・継続的な活動を支援します。 行政内においては、景観法に基づく取り組みと併せて、自然公園法をはじめとした各種法制度や事業と連携した総合的・横断的な景観づくりをすすめます。

方針 3 しま 碧島の風景におさめる
①おさめる景観づくり 民間の大規模開発や公共施設の整備については、地域の自然景観や集落景観等を阻害しないよう配慮したおさめる景観づくりをすすめます。

② 地区別の景観形成の方針

集落景観保全地区
○地域に残る赤瓦葺き家屋、拝所、石積み、集落全体の居住環境を向上させる屋敷林など地域の資源の保全に努め、伝統的な暮らしの風景づくりに取り組みます。 ○新たに建築物等の建築・建設等を行う際には、高さ、色彩等、周辺環境に調和するものとします。 ○空き家、空き屋敷については、地域活性化に資する活用を促すことで、伝統的な集落景観の保全・回復に取り組みます。 ○季節の移ろいを感じさせる樹木や緑の保全・育成を図り、暮らしに潤いと安らぎのある風景づくりに取り組みます。
自然景観保全地区
○慶良間諸島国立公園の特別保護地区及び特別地域においては、本来その地域が有している自然景観の保護を行うとともに、森林の適正管理に努め、良好な森林景観の維持に努めます。 ○緑の稜線、島々をとりまくケラマブルーの美しい海等への眺望の保全を図ります。 ○自然海岸を保全しつつ、イノーや島々が見渡せるよう、眺望を阻害する構造物の改善を図ります。 ○建築物等の建築・建設等を行う際には、緑の稜線を阻害しないよう、配置や規模、素材等に十分配慮したものとします。 ○海岸付近に建築物等の建築・建設等を行う際には、海への眺望を阻害しないよう、配置や規模等に十分配慮したものとします。 ○人々に潤いと安らぎを与える緑の稜線を活かした風景の保全・回復を図ります。 ○赤土流出防止対策、海岸保全施設等の改善等に努めるなど、本村の観光リゾートの魅力である美しい海岸線を活かした風景の保全・回復を図ります。
農地景観形成地区
○農地については、それぞれの特性に応じた農地景観の保全・育成に努めます。 ○建築物等の建築・建設等を行う際には、農地景観との調和に配慮したものとします。
島の玄関景観形成地区
○港湾や漁港については、島の玄関にふさわしい魅力的な景観形成に努めるとともに、自然景観や集落景観と調和した整備をすすめます。 ○新たに建築物等の建築・建設等を行う際には、高さ、色彩等、周辺環境に調和するものとします。

海域景観地区

- 慶良間諸島国立公園の海域公園地区においては、本来その地域が有している自然景観の保護を図ります。
- 自然海岸を保全しつつ、イノーや島々が見渡せるよう、眺望を阻害する構造物の改善を図ります。
- 海域や海岸付近に工作物の建設や開発行為等を行う際には、自然景観との調和を図るとともに、海への眺望を阻害しないよう、配置や規模等に十分配慮したものとします。
- 赤土流出防止対策、海岸保全施設等の改善等に努めるなど、本村の観光リゾートの魅力である美しい海岸線を活かした風景の保全・回復を図ります。
- スキューバダイビングをはじめとした海洋レクリエーションなど、地域の経済活動と調和した自然海岸の保全・回復を図ります。

（４）景観計画の区域と地区区分

１）景観計画の区域

本村において、島々及びその周辺海域でみられる多様な景観資源の保全・創出を図るため、景観計画区域を本村全域とし、さらに本村の海域景観の重要な要素である海域公園（国立公園）を含む範囲を景観計画の区域としています。

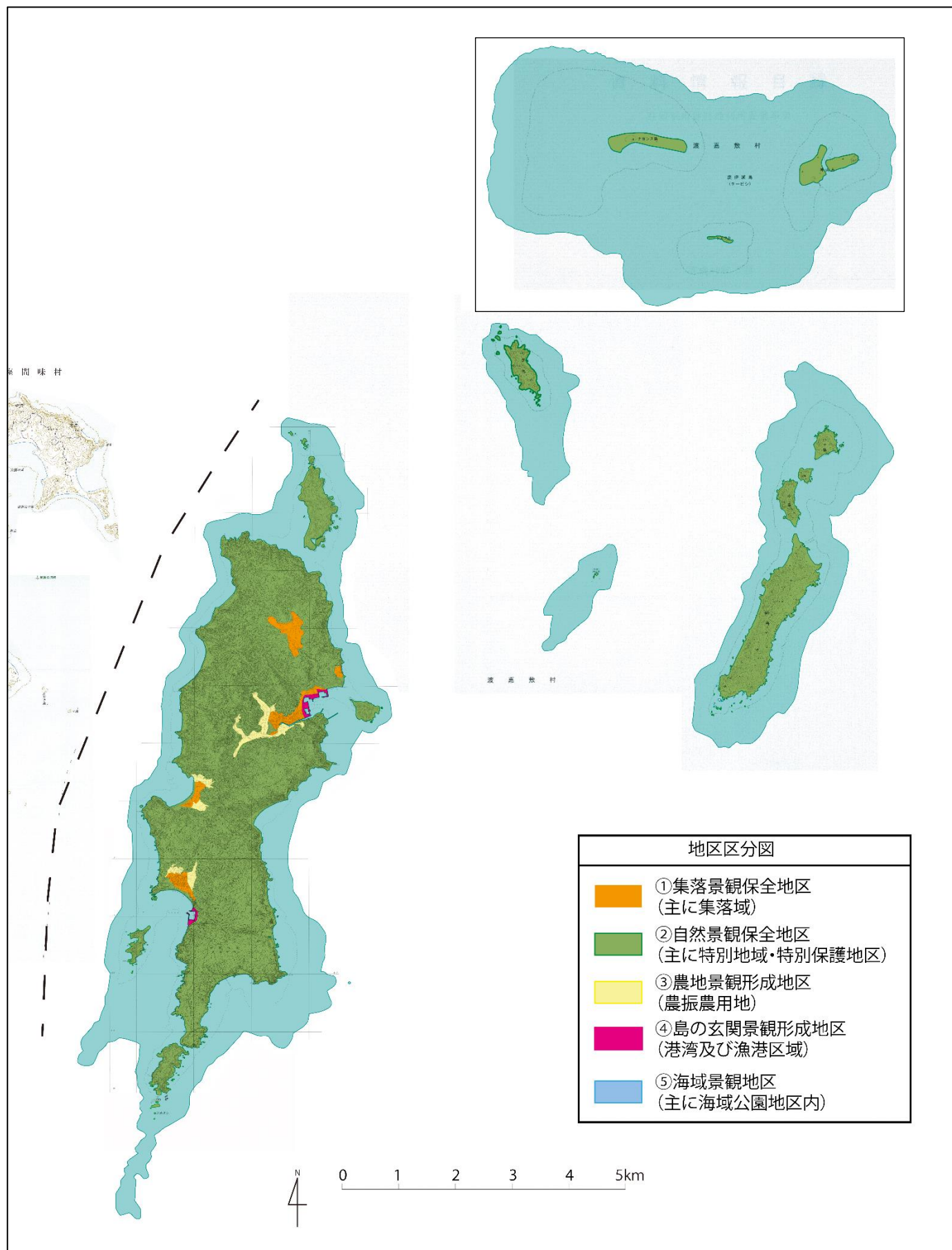
２）景観計画区域の地区区分

土地利用の現状や法規制、景観特性等を踏まえて、景観計画区域を以下の５地区に区分しています。

① 地区区分の考え方

地区区分	地区の範囲
（ⅰ）集落景観保全地区	○自然公園法において普通地域に指定されている区域 ○土地利用に関する法的規制がなされていない区域 ○陸域で下記の（ⅱ）～（ⅳ）の地区区分に含まれていない区域
（ⅱ）自然景観保全地区	○自然公園法において特別保護地区及び特別地域に指定されている区域 ○森林法に基づき保安林に指定されている区域 ○ナガンヌ島、クエフ島、神山島の陸域
（ⅲ）農地景観形成地区	○農業振興法に基づく農用地区域として指定がなされている区域のうち、「自然景観保全地区」を除いた区域
（ⅳ）島の玄関景観形成地区	○港湾及び漁港の区域
（ⅴ）海域景観地区	○自然公園法において海域公園地区に指定されている区域 ○港湾法に基づく港湾区域及び漁港法における漁港区域のうち、海域に位置している範囲

■ 景観計画区域における地区区分図



(5) 基準内容の一覧

1) 建築物

① 高さ・配置

項目	基準の内容	集落景観 保全地区	自然景観 保全地区	農地景観 形成地区	島の玄関 景観形成 地区	海域景観 地区
建築物の高さ	①建築物の高さは、3階以下かつ13m以下とする。	●	-	-	-	※自然公園法に準じる。 (原則として建築物、工作物の新築等 はできません。)
	①建築物の高さは、平屋かつ8m以下とし、緑の稜線を乱さないよう、高さ・配置に配慮する。	-	●	-	-	
	①建築物の高さは、原則として平屋かつ8m以下とする。但し、その設置目的等からやむを得ないと認められるものについては、この限りではない。	-	-	●	-	
	①建築物の高さは、原則として平屋かつ8m以下とし、周辺の景観と調和するよう配慮し、当該建築物の設置目的等を達成するために必要な最低限度の高さとする。	-	-	-	●	
高さ	②建築物の高さは、集落の背後に控える山並みの稜線を乱さないものとする。	●	-	-	-	
	③建築物の高さは、周辺の低層住宅に配慮し、同等の高さとする。	●	-	-	-	
高さ・配置	④地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気을 阻害しないよう、高さ・配置等に配慮する。	●	●	●	-	
	⑤建築物等の高さ・配置は、周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう配慮する。	●	●	●	●	
	⑥海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観への眺望を阻害しないよう、高さ・配置等に配慮する。	●	●	●	-	

項目	基準の内容	集落景観 保全地区	自然景観 保全地区	農地景観 形成地区	島の玄関 景観形成 地区	海域景観 地区
配置	⑦建築物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行う。	●	●	●	●	※自然公園法に準じる。 (原則として建築物、工作物の新築等できません。)
	⑧地形を活かした建築物等の配置を行う。	●	●	-	-	
	⑨太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないように配置などを工夫する。	●	●	●	●	

② 形態・意匠・色彩

項目	基準の内容	集落景観 保全地区	自然景観 保全地区	農地景観 形成地区	島の玄関 景観形成 地区	海域景観 地区
形態・意匠・色彩	①建築物の形態・意匠・色彩は、周辺との調和に配慮する。	●	-	●	-	※自然公園法に準じる。 (原則として建築物、工作物の新築等できません。)
	①建築物の形態・意匠は、背景となる山並みや海岸線等、周辺との調和に配慮する。	-	●	-	-	
	②地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気や景観を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮する。	●	●	●	-	
	③周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮する。	●	●	●	●	
	④丘陵地エリアの周辺においては、稜線や斜面地の傾斜になじませるよう、形態・意匠・色彩に配慮する。	●	●	●	-	

項目	基準の内容	集落景観 保全地区	自然景観 保全地区	農地景観 形成地区	島の玄関 景観形成 地区	海域景観 地区
屋根の形状	⑤建築物の屋根の形状は赤瓦勾配屋根が望ましい。	●	-	-	-	※自然公園法に準じる。(原則として建築物、工作物の新築等できません。)
	⑤建築物の屋根の形状は切妻、寄棟等の勾配屋根が望ましい。	-	●	-	-	
	⑤建築物の屋根の形状は寄棟(4～6寸勾配)とし、素材は琉球赤瓦とすることが望ましい。	-	-	-	●	
壁面の色彩	⑥建築物の外壁は周辺の集落景観に配慮し、落ち着いた色彩(マンセル値:明度8以上、彩度2以下)を基調とし、黒色の使用を避ける。但し、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。	●	-	-	●	
	⑦店舗等で賑わいを創出するため、デザインのアクセントとして壁面や軒裏に上記以外の高明度・高彩度の色彩を使用する場合は、壁面と同系色にするよう努め、周辺景観との調和に配慮するとともに、使用面積は各立面の表面積の5%以下にとどめる。	●	-	-	-	
	⑥建築物の外壁は周辺の自然景観に配慮し、自然素材に多い、R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)系の色相で、高～中～低明度かつ中～低彩度の色彩とし、黒色の使用を避ける。但し、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。	-	●	●	-	

項目	基準の内容	集落景観 保全地区	自然景観 保全地区	農地景観 形成地区	島の玄関 景観形成 地区	海域景観 地区
屋根等の色	⑧建築物の屋根等に用いる色彩は、高～中明度かつ中～低彩度とし、黒色の使用を避け、周辺の景観との調和に配慮する。	●	-	-	-	※自然公園法に準じる。(原則として建築物、工作物の新築等はありません。)
	⑧建築物の屋根等は、自然素材に多い、R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)系の色相で、高～中～低明度かつ中～低彩度の色彩とし、黒色の使用を避け、周辺の景観との調和に配慮する。	-	●	-	-	
	⑧建築物の屋根等に用いる色彩は、高～中～低明度かつ中～低彩度とし、黒色の使用を避け、周辺の景観との調和に配慮する。	-	-	●	-	
素材	⑨周辺の景観との調和に配慮し、金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材はできる限り避ける。	●	●	●	●	
屋外設備	⑩屋外設備は、配置の工夫や遮へい等、できる限り通りから目立たないようにする。	●	●	●	●	

③ 敷地内の緑化、屋敷囲い(垣・柵)等

項目	基準の内容	集落景観 保全地区	自然景観 保全地区	農地景観 形成地区	島の玄関 景観形成 地区	海域景観 地区
緑化	①敷地内は出来る限り緑化に努めるものとする。	●	-	-	-	※自然公園法に準じる。(原則として建築物、工作物の新築等はありません。)
	①敷地内は出来る限り緑化に努めるとともに、緑化の際には周辺の自然植生に配慮しながら在来種の活用を行う。	-	●	-	-	
	②残されたフクギ等の屋敷林は出来るだけ保全するものとする。	●		-	-	

項目	基準の内容	集落景観 保全地区	自然景観 保全地区	農地景観 形成地区	島の玄関 景観形成 地区	海域景観 地区
垣・柵・塀	③垣又は柵を設ける場合は、生垣や石材等の自然素材を活用することが望ましい。ブロック塀等の人工物を屋敷囲いとする場合には、周辺に圧迫感を与えないよう、道路の地盤面からの高さを 1.5m以下とするとともに、緑化や透過性の確保に努める。	●	-	-	-	※自然公園法に準じる。(原則として建築物、工作物の新築等できません。)
	③敷地の周辺に設ける垣・柵・塀は、琉球石灰岩等の自然石の石垣若しくは生垣によるものとし、その高さは周辺に圧迫感を与えないよう道路の地盤面から 1.5m以下とする。	-	●	-	-	
	①敷地の周辺に設ける垣・柵・塀は、琉球石灰岩等の自然石の石垣若しくは生垣によるものとし、その高さは施設の維持管理に支障のない範囲で、できる限り低く抑える。	-	-	-	●	

④ その他

項目	基準の内容	集落景観 保全地区	自然景観 保全地区	農地景観 形成地区	島の玄関 景観形成 地区	海域景観 地区
	①屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものをしない。	●	●	●	●	※自然公園法に準じる。(原則として建築物、工作物の新築等できません。)
	②敷地内においては、常に整理整頓に努める。	●	●	●	●	

2) 工作物

① 高さ・配置

項目	基準の内容	集落景観 保全地区	自然景観 保全地区	農地景観 形成地区	島の玄関 景観形成 地区	海域景観 地区
	①工作物の高さは 13m以下とする。 但し、当該工作物の機能、目的において基準を超えた高さが必要な場合は、当該工作物の設置目的等を達成するために必要な最低限度の高さとする。	●	●	●	●	※自然公園法に準じる。(原則として建築物、工作物の新築等はありません。)
	②工作物の高さは地域の景観に配慮し、工作物を設置する周辺の建築物と同程度の高さに抑える。	●	●	●	●	
	③工作物の高さ・配置は、周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう配慮する。	●	●	●	●	
	④丘陵地エリアの周辺においては、稜線を乱さないよう、高さ・配置に配慮する。	●	●	●	●	
	⑤海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観を阻害しないよう、高さ・配置に配慮する。	●	●	●	●	
	⑥工作物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行う。	●	●	●	●	
	⑦太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないよう配置などを工夫する。	●	●	●	●	

② 形態・意匠・色彩

項目	基準の内容	集落景観 保全地区	自然景観 保全地区	農地景観 形成地区	島の玄関 景観形成 地区	海域景観 地区
	①地域を代表する文化資源や、昔ながらのむら並みが残る集落、地域の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気을阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮する。	●	●	●	●	※自然公園法に準じる。(原則として建築物、工作物の新築等はありません。)
	②周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮する。	●	●	●	●	
	③丘陵地エリアの周辺においては、稜線を乱さないよう、形態・意匠・色彩に配慮する。	●	●	●	●	
	④海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮する。	●	●	●	●	
	⑤垣・柵を設ける場合は、できる限り生垣や石材等の自然素材を活用することが望ましい。また、ブロック塀等の人工物を設ける場合は緑化する等、周辺景観との調和に配慮する。	●	●	●	●	
	⑥携帯電話基地局等の鉄塔類については、できる限り共同化に努めるとともに、背景になじむよう形態・意匠に配慮する。	●	●	●	●	
	⑦周辺の景観との調和に配慮し、金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材の使用はできる限り避ける。	●	●	●	●	
	⑧工作物に用いる色彩は、高～中～低明度かつ中～低彩度とし、黒色の使用を避け、周辺の景観との調和に配慮する。	●	●	●	●	

③ 緑化等

項目	基準の内容	集落景観 保全地区	自然景観 保全地区	農地景観 形成地区	島の玄関 景観形成 地区	海域景観 地区
	①大規模な工作物においては、敷地内緑化、壁面緑化等により圧迫感の軽減に努める。	●	●	●	●	※自然公園法に準じる。(原則として建築物、工作物の新築等はありません。)
	②敷地内に、地域にとって重要な動植物の生息環境や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態で残す。	●	●	●	●	
	③屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものをを用いない。	●	●	●	●	

3) 開発行為

① 地形、擁壁・のり面

項目	基準の内容	集落景観 保全地区	自然景観 保全地区	農地景観 形成地区	島の玄関 景観形成 地区	海域景観 地区
	①できる限り行為前の地形を活かしたものとする。	●	●	●	●	※自然公園法に準じる。(原則として建築物、工作物の新築等はありません。)
	②擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう、分節化等の工夫を行う。	●	●	●	●	
	③のり面については緑化を図り、擁壁が生じる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするよう努める。	●	●	●	●	

② 緑化

項目	基準の内容	集落景観 保全地区	自然景観 保全地区	農地景観 形成地区	島の玄関 景観形成 地区	海域景観 地区
	①開発行為を行う区域内に、地域にとって重要な動植物の生息環境や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態に残す。	●	●	●	●	※自然公園法に準じる。(原則として建築物、工作物の新築等はありません。)
	②当該行為を行う地区において定められた建築物・工作物の景観形成基準に準じて緑化する。	●	●	●	●	

4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更

① 採取・採掘方法と変更後の措置

項目	基準の内容	集落景観 保全地区	自然景観 保全地区	農地景観 形成地区	島の玄関 景観形成 地区	海域景観 地区
	①採取や採掘の範囲・面積は、必要最小限にとどめる。	●	●	●	●	※自然公園法に準じる。(原則として建築物、工作物の新築等はありません。)
	②採取又は採掘後の跡地は、自然植生と調和した緑化等により修景する。	●	●	●	●	

② 地形、擁壁・のり面

項目	基準の内容	集落景観 保全地区	自然景観 保全地区	農地景観 形成地区	島の玄関 景観形成 地区	海域景観 地区
	①できる限り行為前の地形を活かしたものとする。	●	●	●	●	※自然公園法に準じる。(原則として建築物、工作物の新築等はありません。)
	②擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう、分節化等の工夫を行う。	●	●	●	●	
	③のり面については緑化を図り、擁壁が生じる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするよう努める。	●	●	●	●	

③ 緑化

項目	基準の内容	集落景観 保全地区	自然景観 保全地区	農地景観 形成地区	島の玄関 景観形成 地区	海域景観 地区
	①当該行為を行う区域内に、地域にとって重要な動植物の生息環境や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態で残す。	●	●	●	●	※自然公園法に準じる。(原則として建築物、工作物の新築等はありません。)
	②植栽を行う際には在来種の活用等、周辺の自然植生に配慮する。	●	●	●	●	
	③墓園の建設等による土地の形質の変更後は、外周部を緑化、修景する。	●	●	●	●	

5) 木竹の伐採

① 伐採方法と伐採後の措置

項目	基準の内容	集落景観 保全地区	自然景観 保全地区	農地景観 形成地区	島の玄関 景観形成 地区	海域景観 地区
	①伐採の範囲・面積は、必要最小限にとどめる。	●	●	●	●	※自然公園法に準じる。(原則として建築物、工作物の新築等はありません。)
	②伐採後は植林に努めるとともに、伐採跡地ができる限り目立たないよう、植栽等で遮へいする。	●	●	●	●	
	③植林を行う際には在来種の活用等、周辺の自然植生に配慮する。	●	●	●	●	

6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

項目	基準の内容	集落景観 保全地区	自然景観 保全地区	農地景観 形成地区	島の玄関 景観形成 地区	海域景観 地区
高さ・位置・遮へい	①積み上げにあたっては、できる限り周辺の建築物の高さより低く抑える(3.0m以下)。	●	●	●	●	※自然公園法に準じる。(原則として建築物、工作物の新築等はありません。)
堆積の方法	①堆積の高さはできる限り低くするとともに、常に整理整頓を心掛ける。	●	●	●	●	

7) 特定照明

項目	基準の内容	集落景観 保全地区	自然景観 保全地区	農地景観 形成地区	島の玄関 景観形成 地区	海域景観 地区
照明の方法	①最小限の照明にとどめ、光源が空、道路、海など目的物以外に拡散しないよう配慮する。	●	●	●	●	※自然公園法に準じる。(原則として建築物、工作物の新築等はありません。)
	②過度な明滅(めいめつ)を避ける。	●	●	●	●	